

令和7年度那珂市特産品ブランド認証品募集要項

1 那珂市特産品ブランド認証制度とは

那珂市では、産業の振興と元気で活力あるまちづくりのため、その取り組みの一つとして「那珂市特産品ブランド認証制度」を実施しています。

那珂市特産品ブランド認証は、那珂市産の農畜産物、または市内で生産された原材料を使用した加工食品及び工芸品などを個人又は法人の事業者（以下「事業者」という。）から募集し、那珂市特産品ブランド推進協議会（以下「推進協議会」という。）において審査し、認証します。

那珂市特産品ブランドとして認証された商品（以下、「認証品」という。）は、広報なかやプロモーション活動等でPRすることによって、知名度やイメージを高め、ブランド化を推進します。

2 申請資格及び認証の対象品について

「那珂市内の製造者又は生産者団体等が製造、生産するもの」または「国内の製造者が市内産の原材料または市内の地域資源を活用して製造、生産するもの」であり、かつ、次のいずれか一つに該当するものを認証の対象品とします。

- (1) 那珂市産の農産物を原料とした加工食品
- (2) 那珂市内で製造された加工食品
- (3) 那珂市産の農産物
- (4) 那珂市産の原材料を使用した工芸品
- (5) 那珂市内で製造された工芸品
- (6) 那珂市にゆかりのある工芸品

※「加工食品」とは、野菜加工品、果実加工品、穀類加工品、農産加工品、食肉製品、酪農製品、加工卵製品、水産加工品、調味料、飲料など JAS 法で定める加工食品及び酒税法に定める酒類です。

※申請は、1 事業者につき 1 点に限ります。

3 認証の有効期限

審査を経て認証された商品の認証資格は、認証の日から3年を経過する日の属する年度の末日までとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、推進協議会が認証を取り消すことがあります。

- (1) 製造または生産が販売を休止または中止した場合
- (2) 認証品が関係法令等に違反した場合
- (3) 認証事業者が公序良俗に反した場合
- (4) 認証品以外の商品に認証マークを使用した場合
- (5) 認証した時点から著しく仕様等が変更され、認証条件を満たさなくなった場合
- (6) その他、推進協議会で認証が適当でないと判断した場合

4 認証基準

推進協議会が認証基準に基づき審査し、認証します。次の項目についてアピールしてください。

- (1) 理念、姿勢、背景
 - ・那珂市でものづくりをすることへの想い、意欲を持つ事業者であるか。
- (2) 独自性
 - ・類似商品はないか、ある場合は類似品との優位性があるか。
- (3) 信頼性
 - ・質の高さを維持、向上するための取り組みや裏付けがあるか。
- (4) ブランド向上への貢献度
 - ・那珂市ブランドの知名度やイメージアップに貢献することが期待できるか。
 - ・消費者ニーズに合致し、市場性が高いものであるか。

5 認証の特典

認証された場合には、次の特典を受けることができます。

- (1) 商品への認証マークの表示及び認証マークシールの提供
 - ・認証時に 3,000 枚まで無償提供します。追加分は、1,000 枚を 1,000 円で有償提供します。
 - ※認証品のプロモーションを自社で行う場合、認証マークの一定のルールに基づく使用
 - ※認証マーク使用規定を遵守してください。
 - ※認証マークの使用料は無料です。
 - ※プロモーションとは、広告・ホームページ・チラシ・ポスターなど、商品等の PR 及び販促活動全般を指します。
- (2) 広報なかでの認証品紹介
- (3) 市役所「特産品展示コーナー」に展示
- (4) 那珂市特産品ブランド推進協議会が行うプロモーション活動（「那珂市産業祭」など）での広報・宣伝

6 品質基準

品質、性能が商品の関連法規や業界自主ガイドラインの基準に満たない場合、また、社会通念上妥当な使用条件において、問題のある商品については認証されません。

- (1) 原材料
 - ・発ガン性物質、中毒性物質、所謂環境ホルモンなど地球環境、生命への安全性、健康への悪影響を及ぼすことが確認された物質やそれを含む原材料を使用しないこと
- (2) 構造
 - ・人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でな

いこと

- ・社会通念上妥当な使用条件及び使用期間において必要な強度と耐久性をもつこと
- ・大量生産する場合にも生産品質が安定していること

(3) 表記

- ・法規に適合する表示（例：家庭用品品質表示）及び各種業界の自主ガイドライン（例：社団法人日本玩具協会安全基準）に準拠する表示ははっきり、誤解を生じないように行うこと。

(4) 関連法規・業界自主ガイドライン

- ・当該商品に関連する法規及び各業界の自主ガイドラインの基準をすべて確認すること
- ・薬事法に該当すると想定される商品は、同法に適合することを確認すること

※関連法規（例）

日本工業規格（JIS 法）、不当景品類及び不当表示防止法、家庭用品品質表示法、食品安全基本法、食品衛生法、農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）など

※業界自主ガイドライン（例）

玩具安全基準、日本タオル検査協会検査基準、日本化学繊維検査協会検査安全基準など。また、これに準ずる各業界の自主ガイドライン

7 申請及び認証に係る費用

申請及び認証に係る費用は無料です。ただし、審査時の見本用 1 点及び食品の場合は試食用 15 名分程度の商品を提出していただきます。

※試食用は審査に支障のない範囲において切り分けることも可能であり、必ずしも 1 名につき 1 点とする必要はありません。

8 申請方法及び募集期間

市役所商工観光課窓口または那珂市ホームページから申請書を入手し、申請書に必要事項を記入の上、那珂市特産品ブランド推進協議会（市役所商工観光課）窓口を持参するか、郵送またはメールで応募してください。

募集期間は、令和 7 年 5 月 26 日（月）から 7 月 4 日（金）まで（郵送の場合は期間中の消印有効）です。

9 申請書記入上の注意点

必須事項は、必ず記入してください。記入されていない場合は、応募条件を満たさないとみなされ、審査対象外となる場合もあります。

申請書の応募商品の説明、認証基準に沿った説明等をフォーマットに沿って記入してください。

記入にあたっては、具体的かつ簡潔にわかりやすくお書きください。また、応募商品の写真を添付してください。

1 0 申請に関する留意事項

- (1) 生産、販売、特許などにおいて関係法令(※)、ガイドライン(自主規制)を尊重していること。応募にあたり誓約書の提出が必要です。

※食品衛生法、意匠法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、加工食品品質表示基準、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、製造物責任法、容器包装リサイクル法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、有害物資を含有する家庭用品の規制に関する法律など

- (2) 消費者に商品などの品質、価格、商標、意匠などについて誤認を与える虚偽もしくは誇大な表示や表現をしていない商品。なお、効能、効果などの表示があるものは、公的機関により証明されていることが必要です。
- (3) 応募書類は返却いたしません。必ず応募者側で複写などをお取りください。
- (4) 申請書に記載された応募商品名や応募商品の説明、添付された応募商品の写真などを那珂市及び那珂市観光協会のホームページや制作物、新聞・雑誌などの取材などの取材記事・報道に使用することを事前に了解し、その内容については那珂市特産品ブランド推進協議会事務局に一任するものとします。
- (5) 応募者は、那珂市特産品ブランド推進協議会が実施するイベントなどで応募商品を展示する場合があることを事前に了解するものとする。
- (6) 応募に際して、応募者は応募商品に関する自己の権利を保全するために必要かつ適切な措置(特許・実用新案・意匠登録・商標登録等)を自ら講じるものとします。

1 1 認証事業のスケジュール

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 募集 | 令和7年5月26日(月)～7月4日(金) |
| (2) 推進協議会での審査 | 9月中旬(予定) |
| (3) 審査結果通知 | 9月下旬(予定) |
| (4) PR品作成期間 | 10月～12月 |
| (4) 発表・認証書の交付 | 令和8年1月下旬(予定) |

※実物審査に伴う商品提出のご案内は7月下旬頃郵送予定です。

※実物審査用の応募商品は、審査会前日までに審査会場まで搬入してください。

なお、搬入や発送に関わる費用は応募者負担となります。

※実物審査で調理が必要な商品は、調理した上で審査会当日に搬入してください。

※審査結果は事務局より速やかにご連絡いたしますが、発表までは外部等への公表はお控えください。

【お問い合わせ・申請先】

那珂市特産品ブランド推進協議会事務局
〒311-0192 茨城県那珂市福田 1819-5
那珂市産業部商工観光課内(市役所2階)
電話 029-298-1111 内線 243
FAX 029-352-1021
E-mail:syoukou-k@city.naka.lg.jp